

第4期鎌倉市環境基本計画 骨子（本編）（案）

目 次

第1章 計画の基本的事項.....	1
1. 計画の背景と目的	1
2. 計画の位置づけと役割	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画の役割	2
(3) 鎌倉市環境基本条例の3つの基本理念	3
(4) 計画の期間	3
3. 鎌倉の環境を取り巻く社会の変化	4
(1) 国際的な動向	4
(2) 国の動向	4
(3) 神奈川県動向	5
第2章 鎌倉の「今」のすがた.....	6
1. 鎌倉市の環境の現状整理	6
(1) 鎌倉市の現状と環境の課題	6
(2) これまでの取組と成果	9
(3) 市民・事業者・滞在者・環境団体の意向	11
(4) 市民ワークショップにおける市民の環境への思い	13
第3章 改定に向けた考え方.....	14
1. 改定に向けた考え方	14
(1) 計画の骨組みの見直し	14
(2) 掲載内容改定の視点	14
(3) 関連計画との整合	15
第4章 未来のビジョンと基本目標.....	16
1. 鎌倉市の未来のビジョン	16
2. ビジョン実現に向けた基本目標	17
(1) 私たちの暮らしと自然との関係	17

（２）基本目標の設定	18
第５章 基本目標の実現に向けた環境施策.....	19
基本目標１ 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち	19
施策 1-1 省エネルギーの推進.....	19
施策 1-2 再生可能エネルギーの拡大.....	19
施策 1-3 脱炭素まちづくりの推進.....	19
施策 1-4 気候変動への適応の推進.....	19
基本目標２ 豊かな自然資本を守り、恵みを享受できるまち	20
施策 2-1 みどりを含めた自然資本の保全.....	20
施策 2-2 生物多様性の保全.....	20
施策 2-3 自然とふれあう場の創出.....	20
基本目標３ 歴史・文化的環境の保護活用が進むまち	21
施策 3-1 歴史遺産の保護・活用.....	21
施策 3-2 歴史的・文化的な景観の継承.....	21
基本目標４ 安全快適な環境で健康に暮らせるまち	22
施策 4-1 大気・水・土の保全.....	22
施策 4-2 騒音・振動・悪臭対策.....	22
施策 4-3 美化活動の推進.....	22
基本目標５ 循環型社会の形成が進むまち	23
施策 5-1 ゼロ・ウェイストかまぐらの実現.....	23
施策 5-2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進.....	23
基本目標６ 環境保全に関する共創・連携が広がるまち	24
施策 6-1 環境教育の推進.....	24
施策 6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進.....	24
施策 6-3 情報発信と市民参加の促進.....	24
第６章 環境保全の行動指針.....	25
1. 行動指針	25
（１）市民の行動指針	25
（２）事業者の行動指針	25
（３）滞在者の行動指針	25
2. 重点プロジェクト	25
第７章 計画の進行管理.....	26
1. 計画の推進体制	26
2. 着実な施策推進のための進行管理	27

(1) 進行管理の基本的な考え方	27
(2) P D C A サイクルに基づく進行管理	27

参考資料

第1章 計画の基本的事項

1. 計画の背景と目的

本市は、平成6年（1994年）に「環境基本条例」を制定し、平成8年（1996年）にその基本理念を実現し、環境保全についての施策を総合的、計画的に推進していくため「鎌倉市環境基本計画」を策定しました。この第1期計画では、第3次総合計画と連携することを意図して30年後の都市像を展望し、平成8年度（1996年度）から平成17年度（2005年度）までの10年間を計画期間とし、この期間内に市民、事業者、滞在者、行政が協働して様々な環境施策に取り組みました。

その後、第1期計画期間における取組と成果を引き継ぎつつ、新たな課題に対応することによりまちづくりの基本理念である「環境共生都市の創造」を実現するため、平成18年（2006年）3月に、第2期鎌倉市環境基本計画を策定しました。この計画は、平成27年度（2015年度）までの10年間を対照とし、平成23年（2011年）3月に指標等についての改定を、また、平成25年（2013年）4月にエネルギーの有効利用の項目等についての一部改訂を行いました。

続く第3期計画（平成28年度（2016年度）から令和8年度（2026年度））では、本市の環境保全に関する施策の現状を踏まえ、また近年の環境問題や社会経済状況の変化、東日本大震災後のエネルギー政策の見直し、市民や事業者の視点等に対応した計画としました。

一方、平成19年度（2007年度）には鎌倉市環境教育推進計画及び鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画を策定、平成25年度（2013年度）には鎌倉市エネルギー基本計画を、平成26年度（2014年度）にはエネルギー実施計画を策定しました。さらに第3期環境基本計画の策定と同時に鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）、鎌倉市環境教育行動計画を同一冊子として策定し、令和4年度（2022年度）にこれらを改定。令和元年度（2019年度）には鎌倉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を、令和6年度（2024年度）には地球温暖化対策地域実行計画（地域脱炭素化促進事業編）を策定するなど、時代の要請に応じて環境関連計画は増加の一途をたどっています。

また近年では、国連事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰の時代が訪れた」と発言するなど、地球温暖化やそれに伴う気候変動の影響が本市においても肌で感じられるまでになり、生物多様性の保全や循環型社会の実現など、新たに取り組むべき課題の顕在化や、各課題が相互に関連していることから、一つの課題への取組が結果として別の課題に悪い影響を及ぼす「トレードオフ」の関係になることも増え、統合的な課題解決が求められるようになってきました。

こうした状況やこれまでの計画策定経過を踏まえ、市民や事業者だけでなく、本市を訪れる滞在者等、鎌倉に関わる全ての方々の理解と協力を得ながら、環境保全についての施策を総合的、計画的に推進していくため、「第4期鎌倉市環境基本計画」を策定しました。

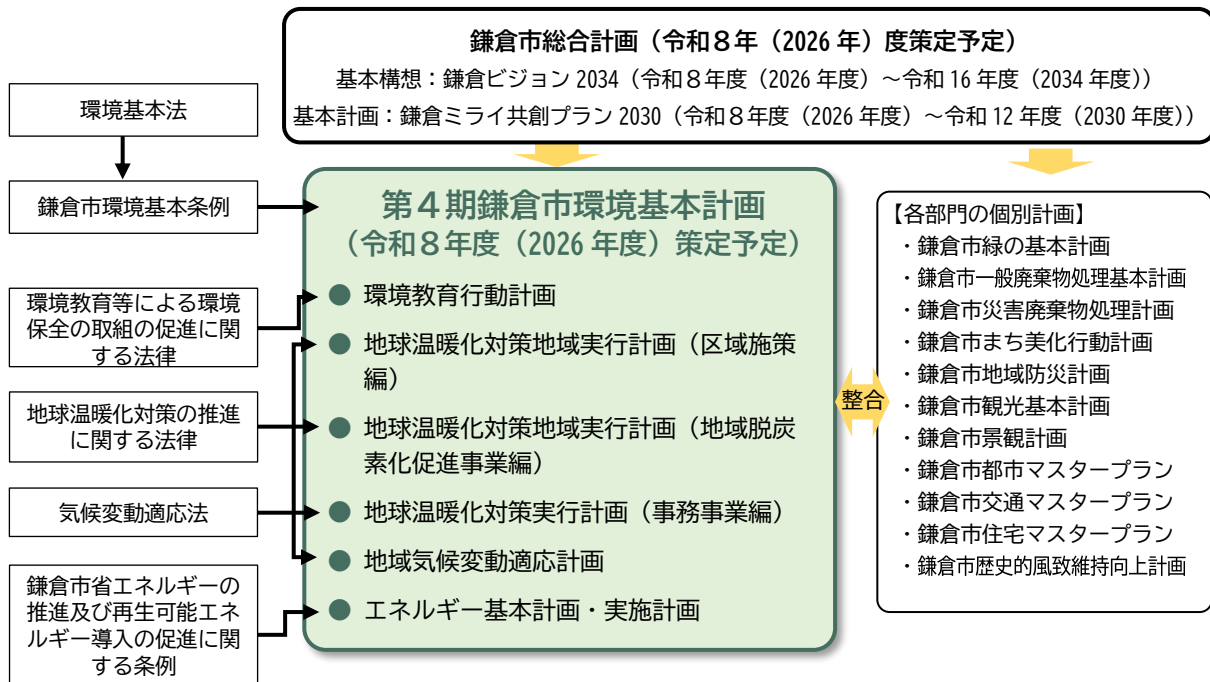
2. 計画の位置づけと役割

(1) 計画の位置づけ

鎌倉市環境基本計画は、「鎌倉市環境基本条例」における環境の保全についての施策の総合かつ計画的な推進を図るための基本的な計画であり、環境の保全についての目標及び施策の方向等を定めた計画です。

鎌倉市総合計画（令和8年度（2026年度）策定）をはじめとする上位・関連計画との整合、連携を図るとともに、これまで別計画として記載していた環境関連の計画の内容を内包することとします。

■鎌倉市・環境基本計画の位置づけ



（注）策定中の本市総合計画における計画の位置づけと整合を図り修正予定。

(2) 計画の役割

鎌倉市環境基本計画は第4期鎌倉市総合計画を環境面において補完する行政計画として、さまざまな施策に環境の視点を示しつつ、各施策に関連性を持たせるとともに、次のような役割を果たしています。

1. 第4次鎌倉市総合計画の目標の実現に向け、「環境」について具体性を与える。
2. 環境に関する施策を数値的目標、定性的目標とともに体系的に整理、統合する。
3. 環境基本条例の理念の実現のために、行政、市民、滞在者、行政の行動および各主体の連携に向けた施策と行動指針を示す。
4. 国、県等の環境施策の動向を把握し、市の果たすべき責務を明らかにする。
5. 環境課題を提起し、環境の目標及び施策について広く周知するとともに、市民、事業者、滞在者の理解を深め、行動の促進を図る。

(3) 鎌倉市環境基本条例の3つの基本理念

鎌倉市環境基本条例は、現在と将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的として、3つの基本理念を掲げています。本条例は、昭和47年(1972年)に制定された鎌倉市環境保全基本条例に、地球環境保全や健全な生態系の保全の視点を加え、平成6年(1994年)12月に、鎌倉市環境基本条例として全面的に見直しを行いました。

【鎌倉市環境基本条例の基本理念】(鎌倉市環境基本条例第3条)

1. 環境の保全は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
2. 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。
3. 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

(4) 計画の期間

鎌倉市環境基本計画は、計画の実現の基礎条件に「環境」を掲げた鎌倉市総合計画を環境面において補完する計画であることから、総合計画と整合を図りながら、これまでの第1期から第3期までの鎌倉市環境基本計画を策定と計画の推進を行ってきました。

第3次鎌倉市総合計画の計画期間が令和7年度(2025年度)に満了することに伴い、新たに策定される鎌倉市総合計画(鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」)の計画期間は令和8年(2026年)度から令和16年(2034年)度までの9年間としています。

第4期鎌倉市環境基本計画の計画期間は、鎌倉市基本構想「鎌倉ビジョン2034」の計画期間に1年を加えた、令和8年(2026年)度から令和17年(2035年)度までの10年間とします。

【計画期間】 令和8年(2026年)4月から令和18年(2036年)3月までの10年間

■鎌倉市環境基本計画と鎌倉市総合計画の計画期間の関係

年度	～2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036～
鎌倉市総合計画 (鎌倉ビジョン2034)	第3次	鎌倉ビジョン2034									(次期計画)	
鎌倉市環境基本計画	第3期	鎌倉市環境基本計画 第4期									(次期計画)	

※表中の年度は「西暦」で表記し、「和暦」は省略

総合計画の考え方を適切に反映して改定

なお、鎌倉ミライ共創プラン2030の計画期間が2026～2030であること、また、本市のCO₂排出削減目標の設定が2030年であることも踏まえ、環境基本計画の中間見直しを行います。

(5) 計画の対象地域

市の行政区域全体(39.66km²)を対象地域とします。

広域で対応すべき課題については、国の施策を踏まえたうえで、県・近隣自治体・関連機関等と連携して取り組みます。

3. 鎌倉の環境を取り巻く社会の変化

(1) 国際的な動向

①2050 年ネット・ゼロ（脱炭素）の実現

平成 27 年（2015 年）のパリ協定では、「産業革命以前に比べて世界の平均気温上昇を 2℃より十分低く、できれば 1.5℃に抑える努力を追求する」、「温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成する」という世界共通の長期目標が合意されました。

令和 5 年（2023 年）の COP28 では、化石燃料から「脱却」することと、令和 12 年（2030 年）までに世界全体で再生可能エネルギー容量を 3 倍にし、かつ省エネ改善率を 2 倍にすることが合意されました

②生物多様性の保全

令和 4 年（2022 年）にカナダ・モントリオールで開催された COP15 では「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、生物多様性の損失を止め回復へと導く「ネイチャーポジティブ」の実現を目指すもので、生物多様性の保全と持続可能な利用などを目指すこととしています。

③プラスチック汚染への対応

令和元年（2019 年）に開催された G20 大阪サミットにおいて、令和 32 年（2050 年）までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が共有されました。

その実現に向けて、プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書（条約）の策定に向けた政府間交渉委員会（INC）等で「プラスチック汚染を終わらせる」ための議論など、国際的な取組が広がっています。

(2) 国の動向

国際的な環境の課題などを踏まえて、わが国の「第六次環境基本計画」（令和 6 年（2024 年）5 月）では、環境保全を通じた、現在および将来の国民一人一人の「ウェルビーイング／高い生活の質」最上位の目的に掲げ、環境収容力を守り環境の質を上げることによって経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」（「環境・生命文明社会」）の構築を目指すこととしています。

今後の環境政策の展開に当たっては、利用可能な最良の科学に基づくスピードとスケールの確保や、ネット・ゼロ（脱炭素）、サーキュラーエコノミー（循環経済）、ネイチャーポジティブ（自然再興）等の施策において可能な限りトレードオフを回避し、統合・シナジーを発揮すべく取り組むこととしています。

①ネット・ゼロ（脱炭素）

「地球温暖化対策計画（令和 7 年（2025 年）2 月）」では、2050 年ネット・ゼロの実現に向けて、2030 年度以降の新たな目標として、2035 年度、2040 年度において、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととしています。

「気候変動適応計画（令和3年（2021年）10月）」では、気候変動による影響から国民の暮らしを守るため、防災対策としてのインフラ整備や暑熱・感染症等への対策をはじめとした気候変動への適応の取組を実施することとしています。

②サーキュラーエコノミー（循環経済）

「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年（2024年）8月）」では、海洋プラスチックの問題解決やネット・ゼロ（脱炭素）、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現の重要なツールとしてサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進することとしています。また、ライフサイクル全体で、徹底的な資源循環を図ることとしています。

③ネイチャーポジティブ（自然再興）

「生物多様性国家戦略 2023-2030（令和5年（2023年）5月）」では、ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向けて、2030年までに、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する「30by30目標」を掲げるなど、生物多様性とそれを支える場の保全に向けた施策を展開することとしています。

（3）神奈川県の変向

神奈川県は、「神奈川県環境基本計画（令和6年（2024年）3月）」において「気候変動への対応」「自然環境の保全」「循環型社会の形成」「大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減」の各分野について、各分野の計画に基づき取組を実施しています。

また、環境をめぐる問題は、相互に関連しており、一つの分野の視点からだけでは十分な解決にはつながらない可能性が考えられることから「横断的な取組」を新たな分野として位置づけ、統合的な課題解決に向けて、施策分野間の相互関係・環境以外の側面への影響、環境教育・学習の推進、多様な主体との連携による施策やデジタル化等を推進しています。

①気候変動への対応

脱炭素社会の実現に向けて、多様な主体が気候変動問題を自分事化し、オール神奈川で緩和策と適応策に取り組むこととしています。

②自然環境の保全

ネイチャーポジティブ（自然再興）に向けて、地域の特性に応じた生物多様性の保全を推進するとともに、各主体が生物多様性の理解と保全行動に取り組むこととしています。

③循環型社会の形成

廃棄物ゼロ社会の実現に向けて、あらゆる主体が資源循環（3R+Renewable）に取り組むこととしています。

④大気環境・水環境の保全、環境リスクの低減

県民の健康を守り、生活環境を保全するため、良好な大気環境や水環境の維持・向上を図るとともに、環境リスクの低減に取り組むこととしています。

第2章 鎌倉の「今」のすがた

1. 鎌倉市の環境の現状整理

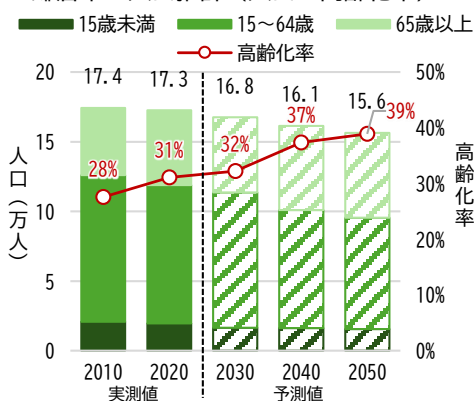
(1) 鎌倉市の現状と環境の課題

①人口減少・高齢化の進展への対応

本市の人口は平成22年度（2010年度）から減少を続けており、令和32年度（2050年度）には16万人を下回ることが予想されています。高齢化率は今後も増加を続け、令和32年度（2050年度）にはおよそ10人に4人が高齢者となることが予測されています。

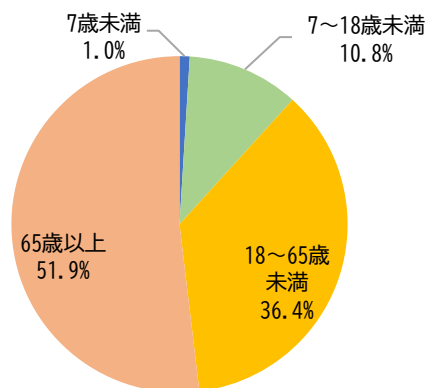
神奈川県の高齢者数では、高齢者が全体の約半数を占めるなど、高齢化と気候変動の進展による健康被害の増加が予想されます。

■鎌倉市の人口推計（人口・高齢化率）



出典：国勢調査、日本の地域別将来推計人口(R5推計)

■神奈川県の熱中症搬送者数の年齢層別内訳（2024年度）



課題(1)環境保全活動の停滞など、人口減少による環境への影響に対応する必要がある。

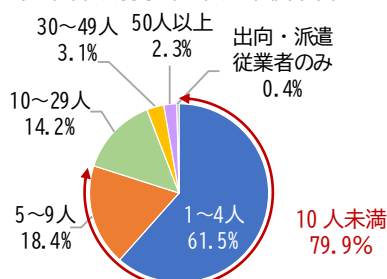
課題(2)高齢者の増加による、熱中症等の気候変動のリスクの増加を考慮する必要がある。

②中小企業を中心とした産業・商業構造

鎌倉市内の事業所の約8割が従業員数10人未満の小規模な事業所です。

従業員数が50人以上の事業所は約2%と非常に少なくなっています。

■従業員数別事業所数（鎌倉市）

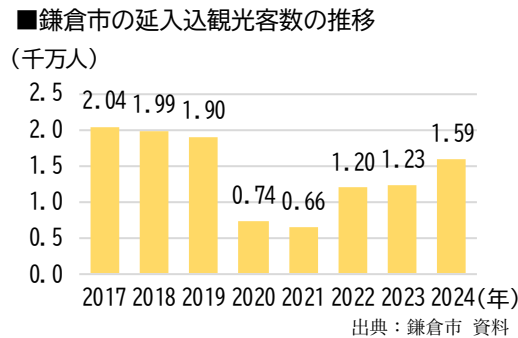


出典：令和3年 経済センサス 活動調査

課題(3)中小規模の事業所を想定した環境の取組支援等を検討する必要がある。

③新型コロナウイルスの影響から回復しつつある観光

本市の観光客数は新型コロナウイルスの影響により令和2年（2020年）と令和3年（2021年）に大きく減少しましたが、令和4年（2022年）以降から回復基調にあります。



課題(4)回復傾向にある観光産業・観光客による環境への影響を考慮する必要がある。

④自然災害への対策

鎌倉市では、令和元年（2019年）の台風15号、台風19号で、建物への被害やがけ崩れなどが発生しました。

台風だけでなく、集中豪雨が発生した場合の滑川、神戸川、境川での洪水や市内各所に点在する急傾斜地でのがけ崩れ等、自然災害によってまちや住宅などに大きな被害が発生することが懸念されます。

また、これらの災害は、気候変動の進行によってさらに激化する恐れがあることから、対応が必要です。

■台風15号、19号での建物被害等

台風15号	全壊	：1棟
	半壊	：2棟
	床上浸水	：1棟
	床下浸水	：1棟
	崖くずれ	：101件
台風19号	全壊	：1棟
	半壊	：6棟
	崖くずれ	：10件

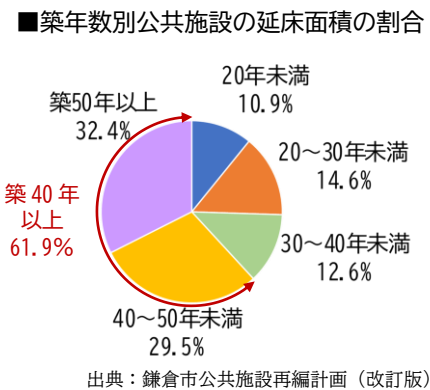
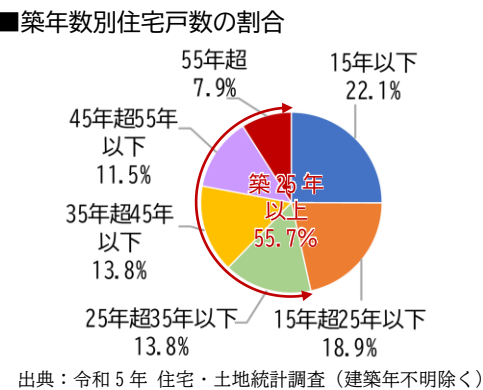
出典：令和元年台風第15号による県内被害状況（第9報）、令和元年台風第19号による県内被害状況（第22報）

課題(5)風水害や土砂災害について、気候変動の進行によるさらなる災害の激化も想定して対策する必要がある。

⑤環境性能の低い建築物の対応

市内の住宅における約56%が築25年以上の建築物となっています。

公共施設について、約62%が築40年以上の建物であり、建築物の老朽化が進んでいます。

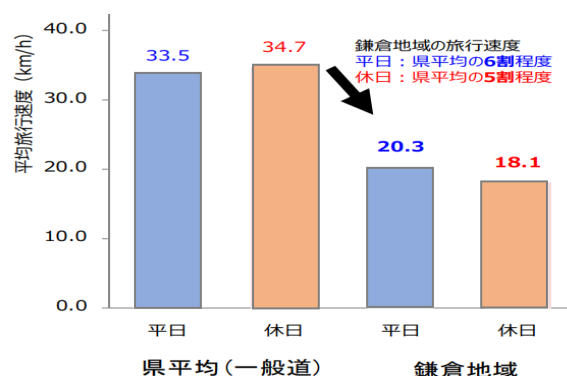


課題(6)建築物の断熱性能の向上等、省エネ化が必要である。

⑥環境負荷の少ない交通体系の実現

鎌倉地域における平日の自動車等の平均旅行速度は県平均の6割程度となり、休日はさらに5割程度まで低下する渋滞が発生しています。

■自動車等における平均旅行速度



※データ：ETC2.0 ブロープ情報（2017.4～2018.3）
出典：第2回鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会 資料

課題(7)自動車からの環境負荷の低減に向けた渋滞対策等の交通施策が重要である。

⑦ごみの安定処理

令和6年（2024年）以降、本市の燃やすごみは、逗子市焼却施設を中心に処理し、焼却施設の処理能力を超える分は民間処理施設等で処理しています。

リサイクル率が人口10万人以上50万人未満の自治体の中でトップであるなど、市民や事業者によるごみの安定処理に向けたごみ削減・資源化の取組も行われています。

■リサイクル率の全国順位（人口10万人以上50万人未満の自治体のうち）

年度	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
1位	鎌倉市 (52.1%)	鎌倉市 (52.7%)	鎌倉市 (52.6%)	鎌倉市 (56.3%)	鎌倉市 (58.5%)	鎌倉市 (**.%)
2位	小金井市(50.0%)	小金井市(46.0%)	小金井市(44.8%)	国分寺市(45.0%)	倉敷市 (47.3%)	〇〇市 (**.%)
3位	倉敷市 (46.0%)	倉敷市 (44.3%)	国分寺市(44.5%)	小金井市(44.6%)	国分寺市(44.9%)	〇〇市 (**.%)

■今後のごみ処理体制の予定



出典：広報かまくら令和

課題(8)安定したごみ処理を継続するため、ごみ削減や処理体制の確保等の取組が重要である。

(2) これまでの取組と成果

第3期鎌倉市環境基本計画では、次の①～⑧に掲げた8つの目標の柱を設定し、その実現に向けた取組を進めてきました。

①地球環境の保全

令和4年度(2022年度)に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を改訂し、市独自の再エネ設備導入の補助制度等により、二酸化炭素排出量の削減を図ってきました。

令和6年(2024年)には公共施設の消費電力の約9割を再生可能エネルギー100%のものに切り替えるなど、行政が率先して二酸化炭素排出量の削減を図っています。

■取組による成果・課題：

- (1)再生可能エネルギー由来電力への切替えなど、行政の脱炭素化は着実に進んでいます。
- (2)市民や小規模店舗等の協力のもと、家庭や商業系での脱炭素化を進める必要があります。

②人の健康の保護と生活環境の保全

市民の健康保護や生活環境の保全に向けて、汚染物質や公害に関する指標について継続的な調査を実施し、大気・水等の環境基準は概ね達成されている状況にあります。

■取組による成果・課題：

- (1)生活環境の保全に向けた継続的な観測と対応で、公害問題は抑えられています。

③歴史的文化的環境の確保

社寺とその周辺の森林等を歴史的風土保存区域・歴史的風土特別保存地区に指定することで、自然環境の保全を図ってきました。

■取組による成果・課題：

- (1)鎌倉らしさをつくる歴史的風致を守る取組が、自然環境の保全にもつながっています。
- (2)歴史的遺産の整備・活用が進み、日本遺産として認定されるなど取組が進んでいます。

④良好な都市環境の創造

令和5年度(2023年度)末時点で都市公園を256箇所整備しました。

良好な景観の形成に向けた景観形成地区や風致地区の指定、明治から昭和の始めのころに建てられた建築物の保存と活用の取組を行いました。

■取組による成果・課題：

- (1)海から山までつながる一体的なグリーンインフラ形成に取り組んでいます。
- (2)景観計画を通じた「鎌倉らしい景観」の形成やまち美化活動を継続的に取り組んでいます。

⑤健全な生態系の保全、人と自然とのふれあいの確保

特定外来生物の駆除や絶滅危惧種の保全など、野生動植物の保全の取組を行ってきました。

鎌倉市内の豊かな自然を環境学習のフィールドにして、指導者の育成や子どもたちへの環境教育を実施しています。

■取組による成果・課題：

- (1) 鎌倉の市民や滞在者が、身近に自然とふれあうことのできる場を維持しています。
- (2) 野生動植物の生息地の保全や特定外来生物の駆除などを並行して実施しています。

⑥循環型社会の構築

ごみの減量を促進しつつ 21 種類のごみの分別収集と資源化の取組を進め、全国トップレベルのリサイクル率を維持しています。

行政の事業活動について、節電や省エネの取組により、年平均 1 % 以上のエネルギー消費原単位の低減に努めてきました。

■取組による成果・課題：

- (1) 市民の高い意識と行動力により高いリサイクル率を継続し、市全体で取組みが進んでいるなど、ごみ焼却量の削減に向けた取組を継続しています。
- (2) 市民の活動や民間事業者との連携により循環型社会の実現に近づいています。

⑦災害と環境への取組

平成 30 年（2018 年）改定の鎌倉市災害廃棄物処理計画では、大規模災害時のがれき発生量を予測し、対応を図るとともに、令和 4 年（2022 年）に民間事業者と「災害時における廃棄物の処理等に関する協定」を結ぶなど、災害廃棄物の処理体制を構築しています。

■取組による成果・課題：

- (1) 大規模災害発生後に想定される大量のがれきを処理する仕組みづくりが必要です。

⑧環境教育の推進

少年期から高年期それぞれの世代を対象にした出前講座や啓発活動を行ってきました。

小中学校では総合学習の時間を活用して、環境教育・学習の充実を図っています。

■取組による成果・課題：

- (1) 環境教育の指導者における新たな知識や技術を習得する機会の確保が今後必要です。
- (2) 多くの市民や滞在者が気軽に「環境行動」に参加できる取組を継続しています。

(3) 市民・事業者・滞在者・環境団体の意向

鎌倉市の市民・事業者・滞在者・環境団体等に「鎌倉市の環境に関する考えや環境に関する活動への意向」を把握するためにアンケート調査を実施しました。それぞれのアンケート調査結果から、これからの環境を考えていくために大切な視点を整理しました。

①市民の視点（市民アンケート調査より）

【配布数】18歳以上の市民2,000人（無作為抽出） 【回答数（回答率）】610件（30.5%）

設問	これからの環境を考えていくために大切な視点
鎌倉市の良いところ	・良いところとして「歴史・文化」が約5割、「山の自然」「海の自然」がそれぞれ約3割で、歴史・文化と自然の一体感が良さにつながっています。
環境問題への関心	・非常に関心がある人が約2割、ある程度関心がある人が7割で、市民の約9割は環境問題への関心を持っています。
実感する気候変動の影響	・農作物の価格高騰や、熱中症等の健康被害、風水害の被害の激化、子どもの屋外活動の不安など、身近な気候変動の影響を実感しています。
環境に関する取組の実施状況	・多くの人がごみの削減や省エネ行動に取組む一方で、再エネ利用や環境を守る活動に参加するなど、経済的負担や手間のある行動に取組む人の割合は低めです。
環境に良い取組を実践することの難しさ	・今以上に環境に良い取組を行うことの難しさを3割の人が感じており、理由として、個人だけで取組むことの限界や、効果があるかの不安等の意見が見られます。
リサイクル率が全国トップの認知度	・リサイクル率が全国トップであることを知っていた人は全体の3割に満たない状況で、約7割が知らなかったと答えています。
住宅の脱炭素関連設備の導入状況	・太陽光発電設備、蓄電池を使っている人は1割に満たないものの、使いたいと思っている人は太陽光設備で約4割、蓄電池で約5割います。 ・住宅の高断熱化は約2割で実施されており、約5割の人は実施したいと答えています。
市として重点的に取組むべきこと	・ごみの散乱や落書きをなくすことが約8割、脱炭素化が約6割と多く、次いでごみを減らす、自然と触れ合う、野生動植物を守るといったことが、4割以上となっています。

②子どもの視点

（調整中）

※今後実施する子ども意見聴取結果を踏まえて作成します。

③事業者の視点（事業者アンケート調査より）

【配布数】市内の事業所から 1,000 事業所（無作為抽出） 【回答数（回答率）】 254 件（25.4%）

設問	これからの環境を考えていくために大切な視点
環境問題への関心	・非常に関心がある事業者が約 2 割、ある程度関心がある人が約 7 割で、全体の約 9 割は環境問題への関心を持っています。
事業者としての環境保全の取組への考え	・「社会的な責任」を約 6 割の事業者が挙げる一方で、コストダウンやイメージアップ等の環境経営のメリットを考える事業者は少ない状況です。
実施している環境関連の取組	・ごみの削減や節電は 6～7 割の事業者が取組んでいますが、一方で、再エネの活用、電気自動車等の導入、環境活動への参加等に取り組む事業者は 1 割程度です。
環境マネジメントシステムの構築	・事業者の約 6 割が環境マネジメントシステムのことを知らない、分からないと回答しており、実際に構築している事業者は 1 割に満たない状況です。
環境保全の取組を実施する上での課題	・環境保全に取り組む際の課題として、労務上の負担の増大や、知識・ノウハウの不足、コストや人材の確保の困難さが上位に挙げられています。

④環境団体の視点（環境団体アンケート調査より）

【配布数】市民団体 90 団体 【回答数（回答率）】 16 件（17.8%）

設問	これからの環境を考えていくために大切な視点
環境団体が行う活動の内容	・景観の保全と環境学習・啓発活動が約 6 割、地球温暖化の防止と緑地の保全、緑化の推進が約 4 割と、多様な目的で活動しています。
市や民間企業等との連携や協働の意向	・鎌倉市や民間企業、他の市民団体や神奈川県、小中学校など、多様な主体との連携・協働について、多くの団体が希望しています。
活動を続けていくときの課題	・団体のうち、約 9 割が人材の確保や後継者の育成、8 割弱が地域や住民との連携を課題として挙げています。また、活動資金の確保も約 6 割の団体が課題としています。
活動するうえで期待していること	・約 8 割が活動資金の補助・支援を挙げるほか、広報の支援や多団体とのマッチングや情報交換の場の確保を 5 割の団体が挙げています。

⑤滞在者の視点（観光客アンケート調査（WEB 方式）より）

【配布方法】WEB 調査（最近 3 年間で鎌倉市を観光目的で訪れたことのある人） 【回答数】 535 件

設問	これからの環境を考えていくために大切な視点
観光に来る目的	・寺社・仏閣の拝観が約 8 割と多い一方で、花の鑑賞や山でのハイキング、海でのレジャーは 1～2 割と、自然とのふれあいを中心とした目的は現状では少なめです。
観光の際の交通手段	・鉄道が約 6 割と高い一方で、自家用車を使う人も約 3 割となっています。
清掃・美化活動への参加意向	・参加したことがある人は 1 割弱と少ないものの、今後参加してみたい人は約 4 割となっています。
来訪際に行っている環境によい行動の実施状況	・ごみの持ち帰る人が約 6 割等、取り組みやすい行動が上位にみられますが、環境保全活動やボランティアに参加するという人も 1 割強見られます。
エコツーリズムへの関心と市への期待	・エコツーリズムに関心がある人は約 6 割にのぼり、歴史を知ることに加え、山や森林での自然体験や地元の食材を楽しむことの期待が 5 割以上と高くなっています。

（４）市民ワークショップにおける市民の環境への思い

（調整中）

※今後実施するオンライン意見聴取、市民ワークショップ等の意向を踏まえて作成します。

第3章 改定に向けた考え方

1. 改定に向けた考え方

(1) 計画の骨組みの見直し

鎌倉市環境基本計画の内容は、第2期から第3期に移行する際に、基本方針は踏襲しつつ、東日本大震災を教訓とした災害廃棄物などに対応するため、新たに「災害と環境 への取り組み」を目標の柱に追加するなどポイントを絞った改訂となり、その後の改定でも新たな内容の追加等を行うものであったため、計画の骨組みは第2期からこの20年間変わっていない中、施策の枠組み数が徐々に増大してきました。

また、時代の変化とともに法や条例に基づく環境関連の個別計画※を複数策定し、環境基本計画の章立てとして差し込んだり、環境基本計画とは別冊子で策定してきました。これに伴い、読み手にとっての分かりづらさのほか、計画間で進行管理や対象範囲等に重複が発生したり、計画期間のばらつき等により、関連事務が複雑かつ業務量も増大するなどの課題がありました。

そこで今回の計画策定では、計画の大きな骨組みを時代に合わせて見直すとともに、個別計画については全て本計画のなかに内包して一本化し、よりシンプルで分かりやすいものにすることとしました。

※環境教育行動計画、鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編）（地域脱炭素化促進事業編）（事務事業編）、鎌倉市気候変動適応計画、鎌倉市エネルギー基本計画・実施計画

(2) 掲載内容改定の視点

計画の改定に当たっては、第3期環境計画を策定した平成28年度（2016年度）以降の国内外の環境動向、社会の変化や、今回実施した市民や事業者等への意識調査結果、さらに鎌倉が直面する特有の課題を踏まえます。とりわけ、気候変動への対応や生物多様性の保全は、国際的な合意や国・神奈川県が大きく進展していることから、これらをふまえ、海・山・川といった豊かな自然や歴史的景観を次世代に継承するための取組を検討していく必要があります。

また、本市では、これまで市民、事業者及び環境団体など多様な主体と協働しながら環境保全活動が展開してきました。環境分野の課題解決には、これまで以上に様々な主体の連携が必要になっており、これまでの本市における取組を基盤として、観光等で鎌倉を訪れる滞在者とも連携しながら、鎌倉の環境を守り育てる輪を広げていくことが求められます。

さらに、個別課題の解決にとどまらず、防災、観光及び教育など他分野との横断的なつながりを持ちながら、総合的に取り組むことが不可欠です。

こうした視点を踏まえ、特に以下の点から掲載内容の改定を行います。

- ・市民の意見等から、鎌倉らしい未来のビジョンを描き、多くの主体に分かりやすい共通の目標として示します。
- ・未来のビジョンを踏まえ、基本目標、施策の体系を分かりやすく再構築します。
- ・多様な主体の活発な環境活動を未来の環境の向上に結び付けられるよう、市との協働や主体間

の相互連携を分野横断的に位置付けます。

- ・ これまでは計画全体にちりばめられていた市民、事業者、滞在者の行動指針を一つの章としてまとめ、市民、事業者、滞在者のそれぞれが、環境に良い行動を選択し実践できるように、時代に合わせた内容に更新します。
- ・ 多様な主体が協働しながら取り組むことで環境の保全を進める、重点プロジェクトを設定します。
- ・ これまでは計画全体にちりばめられ、あるいは個別計画の中に詳しく掲載していた行政の施策等については、主要な施策のみ本計画に掲載し、詳細は別冊の「行政施策編」又は本計画資料編に掲載します。

（３）関連計画との整合

本市における各種計画の最上位に当たる「鎌倉市総合計画」は昭和 55 年(1980 年)からスタートしていますが、本計画と同じく令和 7 年度（2025 年度）に第 3 次鎌倉市総合計画第 4 期基本計画の計画期間が満了するため、新たな総合計画が「鎌倉市基本構想～鎌倉ビジョン 2034～」及び「鎌倉市基本計画～鎌倉ミライ共創プラン 2030～」として策定されます。新総合計画では、防災に並んで地球温暖化が市の施策全体に関わる横断的な施策として位置づけられたことに留意しつつ、新総合計画と本計画との整合を図ります。

また、環境基本計画は市の個別計画の中でも複数の計画を束ね、市の多くの事業と連携する上位計画にあたるため、それら関連計画との整合も図っていきます。

第4章 未来のビジョンと基本目標

1. 鎌倉市の未来のビジョン

鎌倉市環境基本条例での環境保全の3つの基本理念を土台とし、アンケート、オンライン意見聴取及び市民ワークショップ等で集まった市民等の声を取りまとめ、鎌倉市の目指す未来のビジョンを1枚のイラストとして表現しました。脱炭素社会を見据えた2050年(令和32年)に向けて、このビジョンに近づけるための取組を、市民、事業者、滞在者、行政で協働しながら、実現していきます。

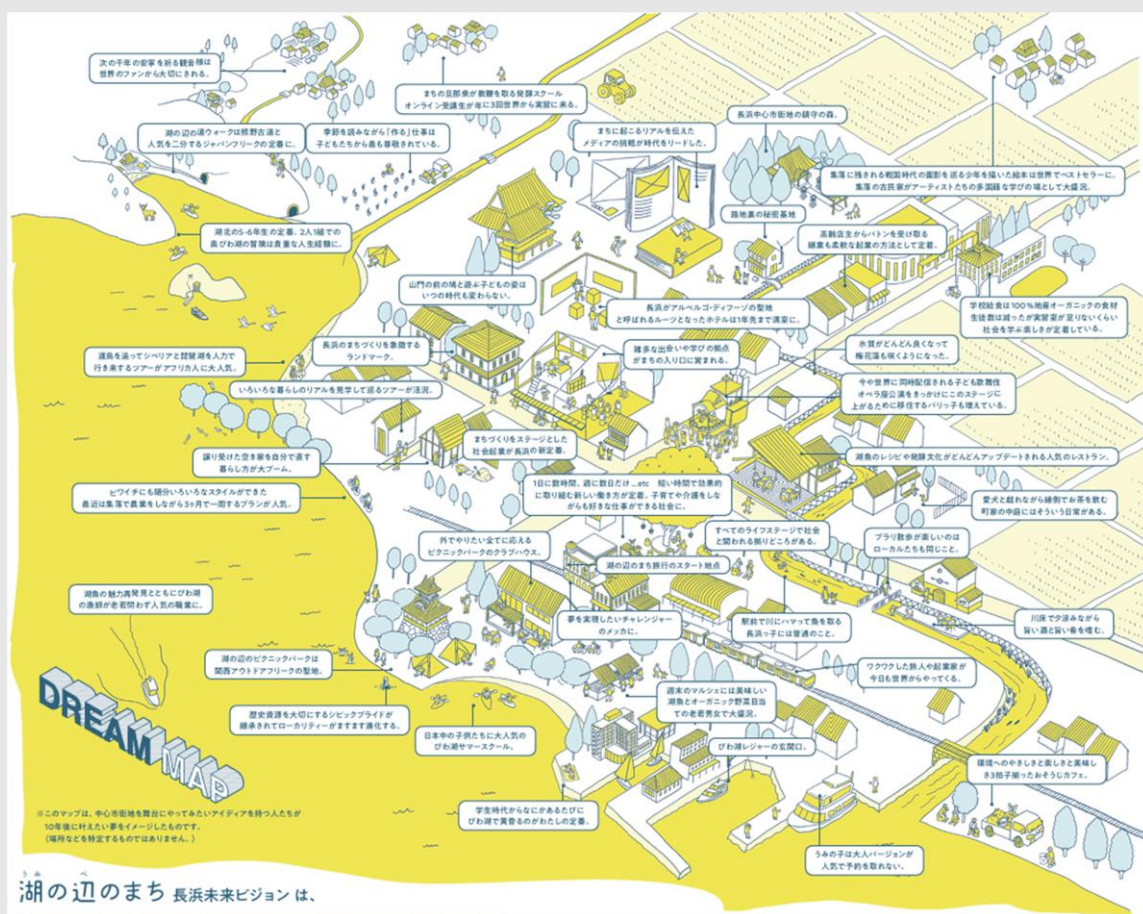
未来の
ビジョン



調整中

※ワークショップ等での意見を踏まえながら、鎌倉市を俯瞰した「未来ビジョン図」を描く予定です。

【イメージ】



2. ビジョン実現に向けた基本目標

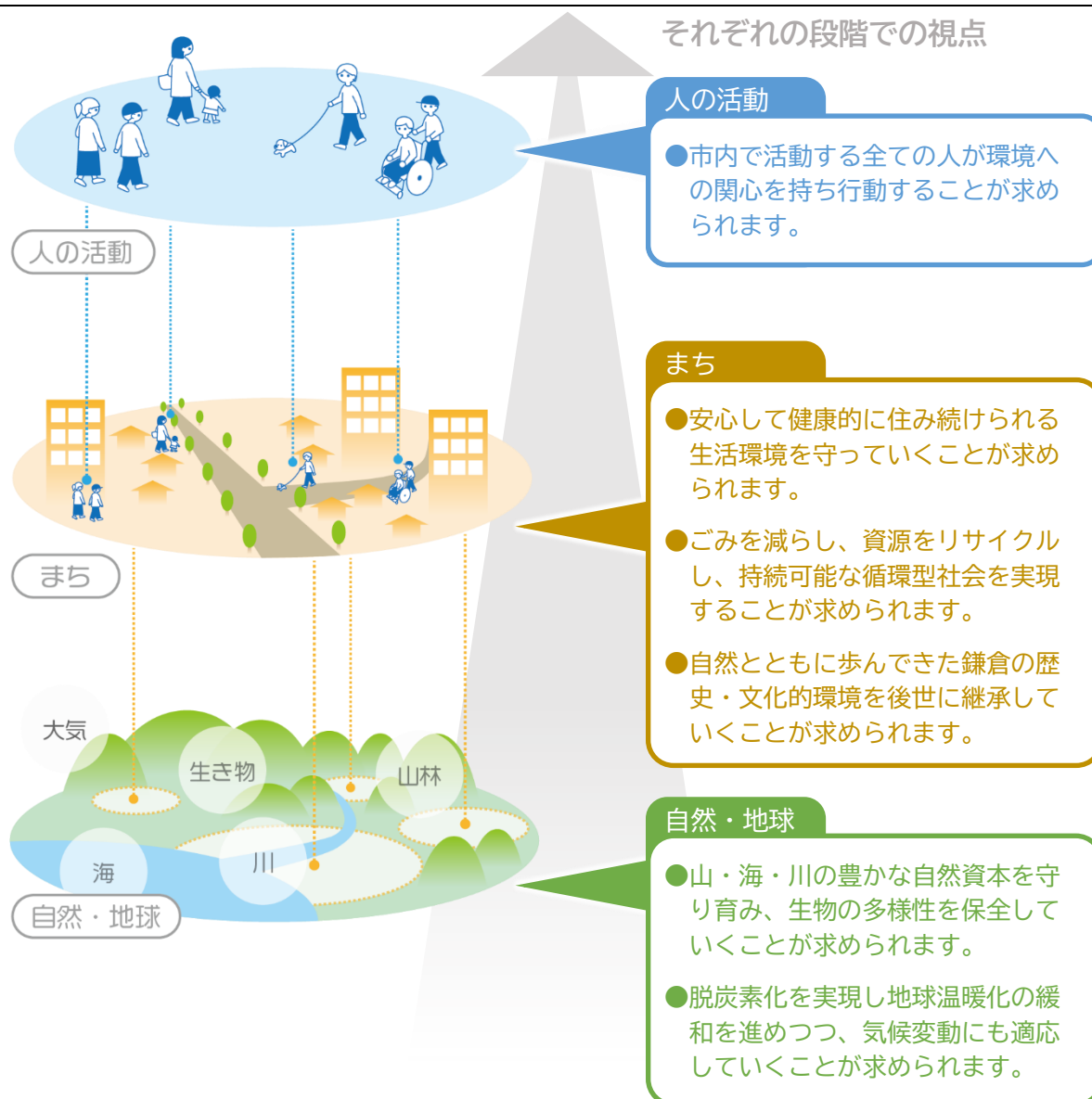
(1) 私たちの暮らしと自然との関係

私たちの安全・安心で快適な暮らしは、森林、土壌、水、大気、動物、植物等、自然界でつくられるあらゆる資源のストックである自然資本（環境）の基盤の上に成立するものです。

現在、人類の経済社会活動は地球の環境収容力の限界に近づきつつあり、この限界を超えれば、気候変動や生態系の劣化等により、持続可能な社会や暮らしに深刻な影響を及ぼすおそれがあります。

このため、本計画においては、自然資本である「自然・地球」の適切な保全・回復を前提に、地球温暖化の緩和や気候変動への適応を推進するとともに、活動する場である「まち」の環境保全や、その中で営まれる「人の活動」に対応するため、それぞれの基本目標の関係性や階層を意識して設定しました。

■自然とまち、暮らしの関係



(2) 基本目標の設定

鎌倉市環境基本条例に位置付ける3つの基本理念を踏まえ、未来のビジョンを実現するため、6つの基本目標を設定しました。

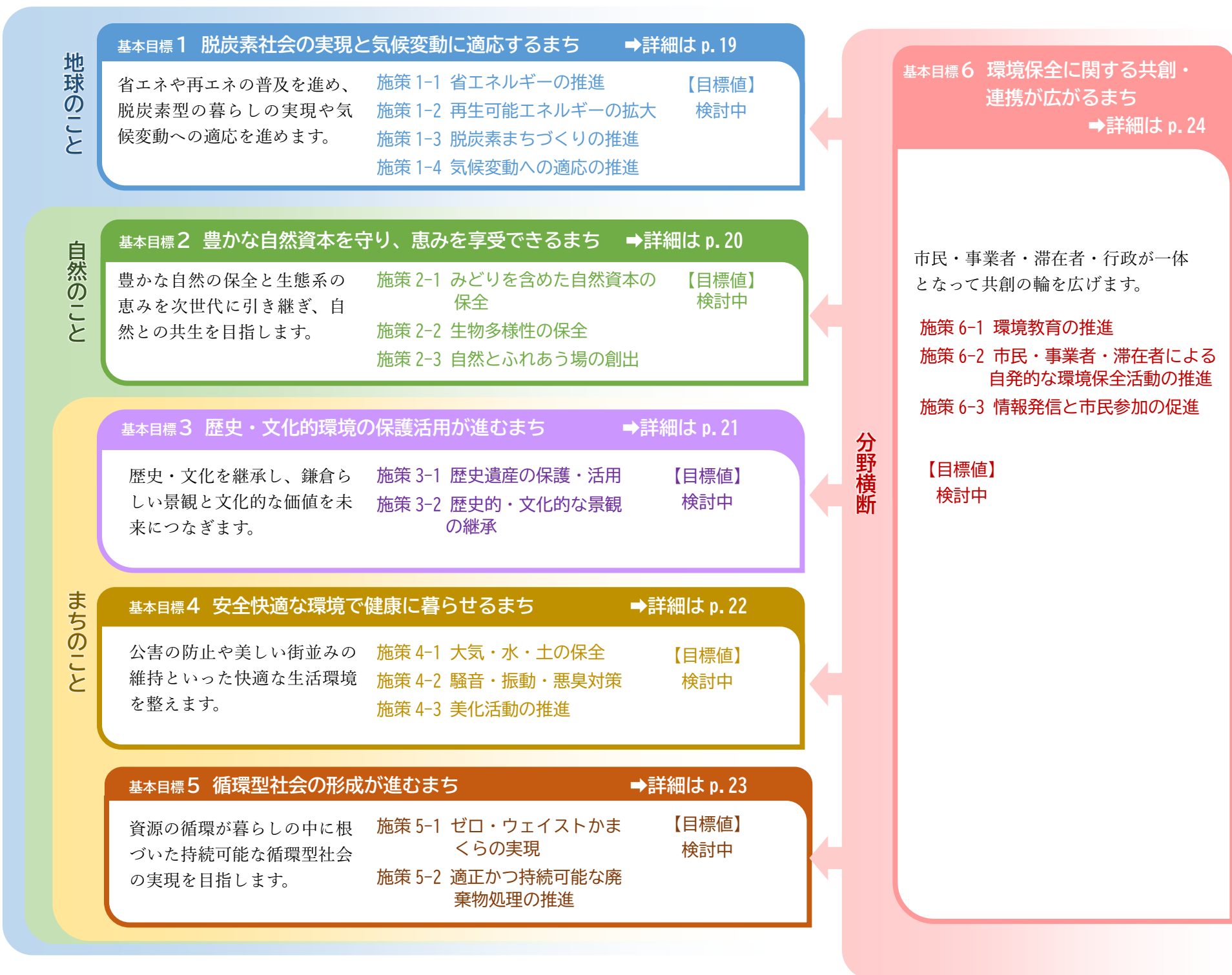
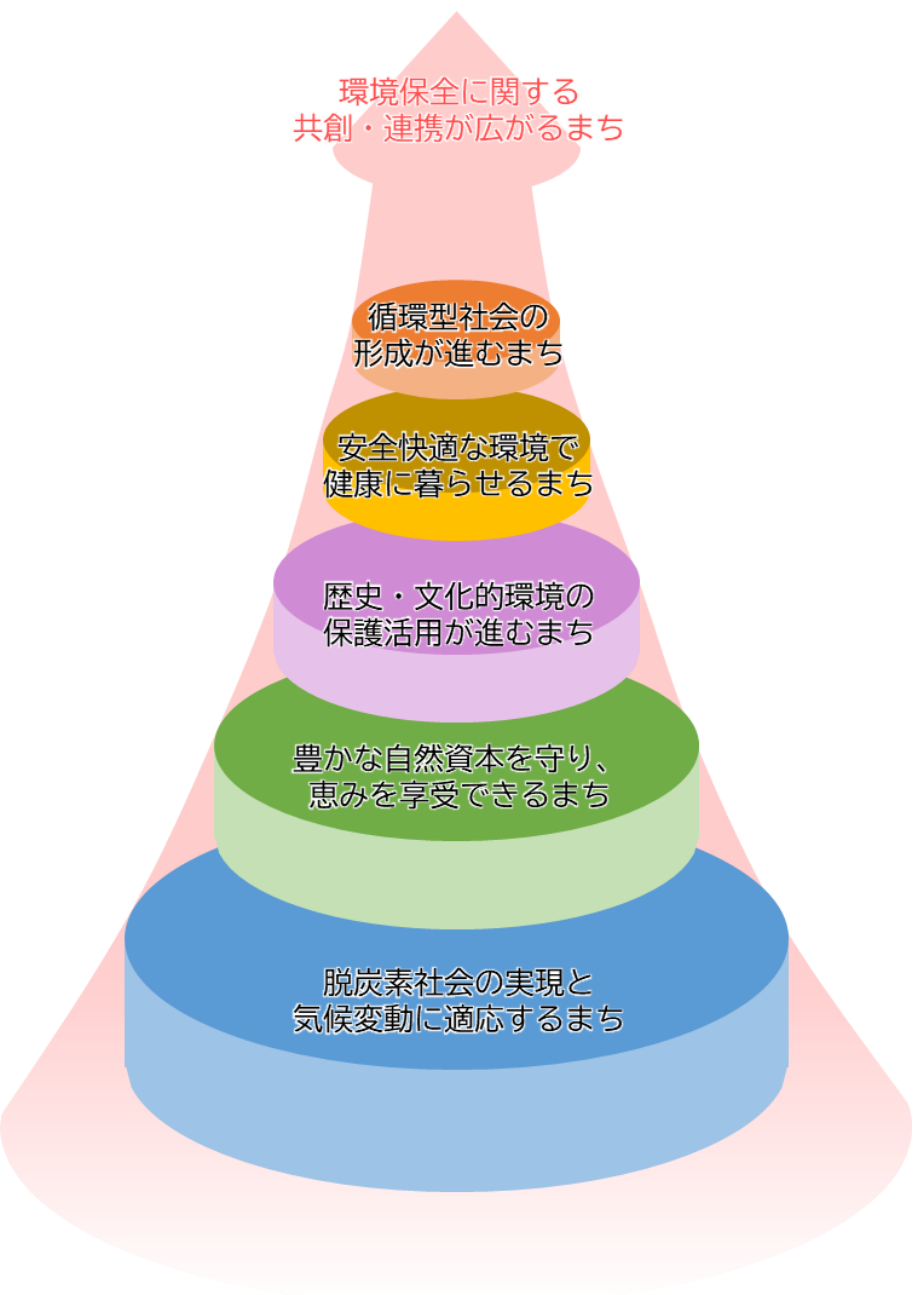
■基本理念（鎌倉市環境基本条例 第3条）

理念1 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

理念2 環境の保全は、人と自然とが共生し、環境への負荷が少なく持続的に発展することができる社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組によって、行われなければならない。

理念3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市民の健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であることから、すべての事業活動及び日常活動において推進されなければならない。

■基本目標と環境施策の体系



第5章 基本目標の実現に向けた環境施策

基本目標1 脱炭素社会の実現と気候変動に適応するまち

① 目指す方向性と実現に向けた施策

まず省エネによって使うエネルギーをできるだけ減らす努力をしたうえで、使うエネルギーを再生可能エネルギーとする、「省エネ」と「再エネ」の普及を進め、まち全体で脱炭素を実現します。

また、気候変動による災害や健康リスクに備えるための適応策を推進し、安全で持続可能な暮らしを守るまちを目指します。

施策1-1 省エネルギーの推進

家庭・事業所・公共施設での省エネルギー行動や高効率設備の導入を進めます。

施策1-2 再生可能エネルギーの拡大

太陽光発電や再エネ電力利用を促進し、地域に適した再エネ導入を広げます。

施策1-3 脱炭素まちづくりの推進

建築物・交通・都市空間を含めた脱炭素型のまちづくりを推進します。

施策1-4 気候変動への適応の推進

豪雨・高潮などの自然災害、猛暑等への備えを強化しや、市民の暮らしを守ります。

② 評価指標と目標値（検討中）

環境指標	現状値	目標値
〇〇〇	〇〇	〇〇

基本目標2 豊かな自然資本を守り、恵みを楽しむまち

① 目指す方向性と実現に向けた施策

鎌倉の山・谷戸・海に広がる自然は、市民の暮らしと歴史文化を支えるかけがえのない財産です。森林や海浜などの自然資本を守り、豊かな生態系の恵みを次世代に引き継ぎ、市民や来訪者が自然と共生しながら過ごせるまちを目指します。

施策2-1 みどりを含めた自然資本の保全

市内の森林・谷戸・海浜などの自然資本を体系的に守り、生態系ネットワークの形成を進めます。

施策2-2 生物多様性の保全

鎌倉本来の生態系の保全に取り組み、生物多様性を次世代へ継承します。

施策2-3 自然とふれあう場の創出

市民や来訪者が自然を身近に感じ、学び、楽しむことができる空間を整備します。

② 評価指標と目標値（検討中）

環境指標	現状値	目標値
〇〇〇	〇〇	〇〇

基本目標3 歴史・文化的環境の保護活用が進むまち

① 目指す方向性と実現に向けた施策

鎌倉の歴史や文化は、自然とともに市の魅力を形づくってきました。これらを守り、活かし、まちの資源として継承することで、鎌倉らしい景観と文化的価値を未来へつなぐまちを目指します。

施策3-1 歴史遺産の保護・活用

史跡などの文化財や歴史遺産を保護し、市民や来訪者が学び親しめる資源として活用します。

施策3-2 歴史的・文化的な景観の継承

歴史的な街並みや風致を保ち、景観形成を通じてまちの魅力を高めます。

② 評価指標と目標値（検討中）

環境指標	現状値	目標値
〇〇〇	〇〇	〇〇

基本目標4 安全快適な環境で健康に暮らせるまち

① 目指す方向性と実現に向けた施策

市民が安心して健やかに暮らせるよう、大気・水・土壌の環境を守り、公害を防止します。さらに、美しい街並みや快適な生活環境を整え、誰もが安全で心地よく暮らせるまちを目指します。

施策4-1 大気・水・土の保全

大気や河川、地下水、土壌の環境を良好に保ち、生活環境の安全性を確保します。

施策4-2 騒音・振動・悪臭対策

生活環境に影響を与える公害を未然に防止し、健やかな生活を守ります。

施策4-3 美化活動の推進

ごみや落書きのない快適な都市環境を維持するため、美化活動を進めます。

② 評価指標と目標値（検討中）

環境指標	現状値	目標値
〇〇〇	〇〇	〇〇

基本目標5 循環型社会の形成が進むまち

① 目指す方向性と実現に向けた施策

限られた資源を大切に使い、廃棄物の発生を減らすとともに、再利用・再資源化を進めます。資源の循環が暮らしの中に根づいた持続可能な循環型社会の実現を目指します。

施策5-1 ゼロ・ウェイストかまぐらの実現

3Rの取組を拡充するとともに、再生可能（リニューアブル）な資源の活用や資源に替える取組を推進し、ごみの発生を減らします。

施策5-2 適正かつ持続可能な廃棄物処理の推進

将来にわたり安定的な処理を行うため、広域連携等による効率的かつ効果的なごみ処理体制の構築に向けた取組を進めます。

② 評価指標と目標値（検討中）

環境指標	現状値	目標値
〇〇〇	〇〇	〇〇

基本目標6 環境保全に関する共創・連携が広がるまち

① 目指す方向性と実現に向けた施策

市民・事業者・滞在者・行政が一体となって環境保全に取り組み、学び、発信することで、活動の輪を広げる共創のまちを目指します。

施策 6-1 環境教育の推進

環境に関する教育や体験を推進します。

施策 6-2 市民・事業者・滞在者による自発的な環境保全活動の推進

市民団体や企業、観光客等の自主的な環境活動を支援し、地域全体で取り組みを進めます。

施策 6-3 情報発信と市民参加の促進

環境に関する情報や活動事例等を発信し、市民参加を広げます。

② 評価指標と目標値（検討中）

環境指標	現状値	目標値
〇〇〇	〇〇	〇〇

第6章 環境保全の行動指針

1. 行動指針

(1) 市民の行動指針

(調整中)

※市民ワークショップ等をふまえ内容作成するため、骨子時点では想定する項目のみ記載

- ①家庭の中での環境行動
- ②お出かけ先（買い物、遊びなど）での環境行動
- ③移動の際の環境行動 など

(2) 事業者の行動指針

(調整中)

※市民ワークショップ等をふまえ内容作成するため、骨子時点では想定する項目のみ記載

- ①従業員の通勤・業務の中での環境行動
- ②建物や設備に関する環境行動
- ③移動・物流等に関する環境行動 など

(3) 滞在者の行動指針

(調整中)

※市民ワークショップ等をふまえ内容作成するため、骨子時点では想定する項目のみ記載

- ①鎌倉での観光を楽しむ際の環境行動
- ②鎌倉に来るときの移動の環境行動 など

2. 重点プロジェクト

【調整中】

※市民ワークショップ等をふまえ

重点プロジェクトを整理していく予定です。

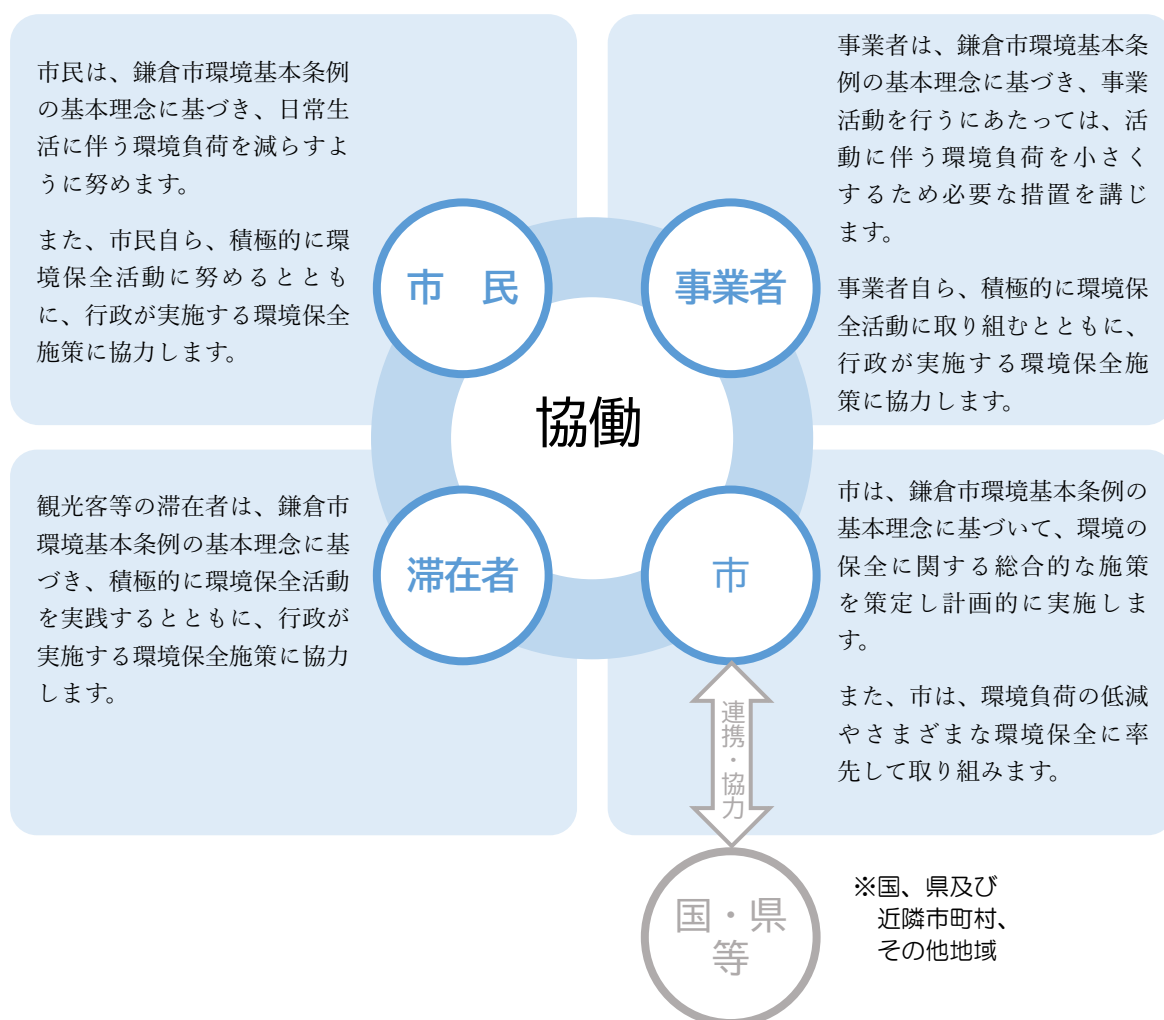
第7章 計画の進行管理

1. 計画の推進体制

鎌倉市環境基本計画をより実効性のあるものにするために、市民、事業者、滞在者、行政による推進体制を充実させ、市民や事業者等が自発的に計画を推進できる体制を整備するとともに、毎年度の実施状況を評価し、施策の推進に反映できるような進行管理をめざします。

鎌倉市環境基本条例では、環境保全についての施策を推進するため、市の全庁的な体制と、市と市民団体や事業者等との協働体制を整備することとしています。

そこで、市民、事業者、滞在者、市が、次のような役割を持ちながら、ともに協働しながら、環境に関する取組を進める体制により、計画の推進を図っていきます。



2. 着実な施策推進のための進行管理

(1) 進行管理の基本的な考え方

鎌倉市環境基本計画、及び内包する鎌倉市地球温暖化対策地域実行計画（区域施策編、地域脱炭素化促進事業編、事務事業編）、気候変動適応計画、エネルギー基本計画・実施計画、環境教育行動計画を、より実効性のあるものにするために、市民、事業者、滞在者、行政、環境団体等による推進体制を充実させ、市民や事業者等が自発的に計画を推進できる体制を整備するとともに、毎年度の実施状況を評価し、施策の推進に反映できるような進行管理を目指します。

(2) PDCAサイクルに基づく進行管理

本計画の進行管理は、計画の立案、実行、評価、見直しを繰り返しながら、よりよい取組を展開していくためのPDCAサイクルの考え方に基づき推進します。

PDCAのCHECK（計画の評価）においては、環境基本計画の評価指標及び目標（例：市域におけるCO₂排出量削減割合）や事業の進捗状況について環境審議会に報告し、環境白書として公表します。

※参考資料として以下の資料を整理予定

- (1) 鎌倉市環境基本条例
- (2) 鎌倉市環境基本計画改定経緯
- (3) 鎌倉市環境審議会委員名簿
- (●) 市民アンケート等の詳細
- (●) 用語集
- (●) ○○○○
- (●) ○○○